





令和7年6月

## お問合せ先

(建築物) 京都市都市計画局 建築指導部 建築安全推進課 安全対策係
 TEL:075-222-3613
 (建築設備・防火設備)京都市都市計画局 建築指導部 建築審査課 設備審査係
 TEL:075-222-3616

# 1 はじめに

1.1	本マニュアルについて	1
1.2	注意事項	2
1.3	主な手続きの流れ	3

# 2 事前準備

<u>2.1</u>	2期調査・検査報告書の準備	
(1)	作成するデータ	<u>3</u>
(2)	添付可能なデータの種類・ファイル名の付け方	3
(3)	添付可能なデータ容量	4
(4)	【入力支援ファイル】について	4
<u>2.2</u> 電	3子申請サービスの利用方法 	
(1)	トップページへアクセスする	5
(2)	利用者登録する < ステップ1~6>	6
(3)	電子申請サービスヘログインする	9

# 3 電子申請での提出方法

3.1	提出の流れ	れ<概要>	10
3.2	【提出】	<ステップ1~7 <u>&gt;</u>	11
3.3	【修正】	※修正がある場合のみ <ステップ1~6>	
(1)	修正事項	頁について	
(2)	修正の	<b>売れ</b>	
3.4	【受付】	<ステップ1~3>	21

# 4 参考

4.1	申請の取下げ	24
4.2	不受理	24
4.3	よくある質問と回答	25

## 1 はじめに

## 1.1 本マニュアルについて

本マニュアルは、建築基準法第12条第1項及び第3項に基づく定期報告(建築物・建築設備・防火 設備)を、電子申請で提出する方法について説明したものです。

定期調査報告書又は定期検査報告書の作成方法(記入する内容や調査・検査項目等)については、京 都市情報館で公開されている解説を御参照ください。

京都市では、市民、事業者等の利便性の向上及び行政事務の高度化・効率化を図るため、令和4年か ら、定期報告の電子申請による受付を開始しています。円滑な建築関係手続の推進のため、電子申請で の提出に御協力をお願いいたします。

## 1.2 注意事項

- 定期報告書類の内容及び提出について、所有者又は管理者は調査者等から説明を受け、今後の対応 について十分に検討してください。
- 報告内容に応じて、京都市から所有者又は管理者に、維持管理や改善予定の状況等について確認をすることや現場調査を行うことがあります。
- 定期調査の報告日は、原則として電子申請サービスの申込日となります。
- 電子申請サービスの操作や動作環境に関することは、「京都市建築指導部電子申請サービス」のトップページ右下にある「よくあるご質問」を御参照ください。
- データ処理に不具合が生じるため、入力支援ファイルの改変は絶対に行わないでください。改変された入力支援ファイルが提出された場合は、差戻しとなりますので、改めて定期報告の申請を行う必要があります。



## 事前準備

#### 定期調査・検査報告書の準備 2.1

(1) 作成するデータ 事前に、報告書のデータを作成します。作成するデータは以下表を参照ください。



(※1) 詳細は次ページ(4)を参照してください

(※2)図面は、付近見取図・配置図・各階平面図等を1つのPDFファイルにまとめたもので提出 してください。

(2) 添付可能なデータの種類・ファイル名の付け方 

データの種類	ファイル名の付け方
	建物ID(下4桁)+(報告種別・報告)+建物名等任意記入
【入力支援ファイル】 >エクセル形式(xlsx)	(例) 報告種別:建築物 → 0000(建築報告)○○ビル 報告種別:建築設備 → 0000(設備報告)○○ビル 報告種別:防火設備 → 0000(防火報告)○○ビル
•	建物ID(下4桁)+(報告種別・図面)+建物名等任意記入
2_ <u>図面</u> ≻PDF形式(pdf)	(例) 報告種別:建築物 → 0000(建築図面)○○ビル 報告種別:建築設備 → 0000(設備図面)○○ビル 報告種別:防火設備 → 0000(防火図面)○○ビル
3 追加データ(任意)	建物丨D(下4桁)+(報告種別・追加)+建物名等任意記入
<建築物> ▶PDF形式(pdf) <建築設備・防火設備> ▶PDF形式(pdf) ▶エクセル形式(xlsx)	(例) 報告種別:建築物 → 0000 (建築追加) ○○ビル 報告種別:建築設備 → 0000 (設備追加) ○○ビル 報告種別:防火設備 → 0000 (防火追加) ○○ビル ※入力支援ファイルに表現できない内容や、添付しきれない図面等が有る場合は、 別途作成し、追加データとして <u>1つのPDFファイルにまとめたもの又はエクセル</u> ファイルを追加データとして提出してください。

(3) 添付可能なデータ容量

添付可能なデータ容量は、<u>合計で30MB以内</u>です。

- ファイルのサイズが大きい場合は縮小してください。
- ファイルのサイズの縮小方法は、使用ソフトやOS等、環境により異なりますのでお答え いたしかねます。
- 大規模建築物等で、30MB以内に収められない場合は、別途御相談ください。

## (4)【入力支援ファイル】について

以下のURLから、【入力支援ファイル】をダウンロードできます。 報告種別ごとに入力支援ファイルをダウンロードしてください。



#### ◆注意事項◆

- 【入力支援ファイル】以外の様式ファイルは使用不可です。
- 【入力支援ファイル】はエクセル形式(xlsx形式)で提供します。同形式を編集可能なソフト ウェア等を御利用ください。
- 京都市情報館からダウンロードした**最新の【入力支援ファイル】を使用**してください。 他のファイル、改変されたファイルは、システム上、受付できません。
- ・ 【入力支援ファイル】は、パソコンで作成してください。
- 【入力支援ファイル】の詳しい作成方法(記入する内容や調査・検査項目等)については、京都市情報館で公開されている解説を御参照ください。

## (1) トップページへアクセスする



(ボタンの説明)

1	新規登録	利用者登録する(初めて利用するとき)
2	ログイン	ログインする(既に利用者IDをお持ちの方)
3	オンライン申請手続 / 手続検索	申請する手続を検索する
4	申請状況の確認	これまで申請した手続の、進捗状況を確認する

## (2) 利用者登録する <ステップ1~6>

初めに、<mark>「京都市建築指導部 電子申請サービス」へ利用者登録</mark>します。

- > 定期報告の電子申請は、利用者登録をしなくても提出可能です。
- 利用者登録をすると、申請状況を照会する際に、未登録の場合は申請毎に整理番号とパス ワードが必要ですが、登録してログインすると不要となり、《申込一覧画面》にて、過去に 行った申請情報の確認が可能となります。



【ステップ2】 利用規約を確認して「同意する」をクリック	
利用者管理	
<u>ホーム</u> > 利用者登録説明	
利用者登録説明	
下記の内容を必ずお読みください。	
利用者情報を登録した場合、以後の手続きに際し、利用者としてログインできます。 また登録した情報は、それぞれの手続きにおいて利用できるため、入力が簡素化されます。 繰り返し本サービスをご利用される場合は、利用者情報の登録をお勧めします。	
<利用規約>	
京都市建築指導部電子申請システム(電子申請サービス)利用規約	
1 目的	
この規約は、京都市建築指導部電子申請システム(電子申請サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して京都市建築指導部に対 し、インターネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。	
2 利用規約の同意	
附則	
この規約は、令和7年6月2日から施行します。	
「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。	
上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。	
「「」「」「」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」」「」	

-6-



## 【ステップ4】 受信したメールに記載されているページにアクセスする



### 【ステップ5】 アクセスしたページで、残りの登録情報を入力する



【ステップ6】 確認画面で入力した内容を確認し、登録を完了する

確認画面で、入力した内容に誤りがないかを確認し、「登録する」をクリックしてください。 以上で、利用者登録は完了です。(登録が完了すると、登録しているメールアドレスへ【利用者情報お 知らせ】メールが送信されます。)




## 3 電子申請での提出方法

3.1 提出の流れ<概要>





#### 【参考】利用者登録せずに申請する場合

次ページの「ステップ3」利用規約同意の後に、「連絡先メールアドレス」の登録が必要です。 (登録できる連絡先メールアドレスは一つです。) 登録した連絡先メールアドレスに申込画面のURLを記載したメールが送信されます。 URLへアクセスし、以降の手続きを進めてください。

-11-



(ステップ)	3】 利用規約を確認して同意する
<利用規約	
京都市建築	指導部電子申請システム(電子申請サービス)利用規約
1 目的	
この規約 し、インタ	」は、京都市建築指導部電子申請システム(電子申請サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して京都市建築指導部に対 ?ーネットを通じて申請・届出及び講座・イベント申込みを行う場合の手続きについて必要な事項を定めるものです。
2 利用規	約の同意
本シスラ は本シスラ に同意する みなします	・ムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、京都市建築指導部 ・ムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この規約に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの規約 らことができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものと た
「同意する」な	「タンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。
	上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。
	< 一覧へ戻る 同意する とう
	-









-15-



以上で、提出までの手続は完了です(受付は完了していません)

#### 修正事項について

以下の項目に該当する場合は、修正が必要です。<mark>具体的な修正事項は、「伝達事項」欄に登録さ</mark> <u>れます。</u>(詳細な流れは(2)を参照ください) なお、受付完了後も、報告内容に対して、別途問合せする場合があります。

#### ① 形式要件が揃っていない場合

・必要図書が揃っていない場合(例:図面や写真が添付されていない。)

・未記入箇所がある場合(例:入力支援ファイルの必須項目(緑色セル)が残っている。)

・誤記がある場合(例:入力支援ファイルに赤色セルがある。)

#### ② データ処理上必要な項目に未記入や誤りがある場合

·入力支援ファイルでない報告書ファイルが添付されている場合

#### ・<u>入力支援ファイルが改変されている場合</u>

- ・最新の入力支援ファイルを使用していない場合
- ・対象建物が特定できない場合(例: | Dが空欄又は誤っている。)
- ・報告すべき年の記入が誤っている場合(例:入力支援ファイルの報告年の記入が誤っている。)
- (2) 修正の流れ





【ステップ2】 「申込一覧	<b>〔」ページ(</b> 申請状況確請	<sup>認ページ)</sup> から、申込詳細ページへ進む
Ę	9込内容照会	
<u>ホーム</u> > 申込一覧 申込一覧 キーワードで探す		修正9 る中請の「詳細」をクリック9 る メールで【修正指示(返却)】の連絡があっ た申請の「詳細」をクリックします。 ※本市が提出データを返却している申請は、 処理状況が「返却中」となっています。
整理番号 手続き名 整理番号 [建築安全推進課] 定期報告	問い合わせ先 申込日時 京都市都市計画局建築指導部 2025年5月	処理状況 操作
(建築物) 	建聚安全推進課 京都市都市計画局建築指導部 建築安全推進課 2025年5月	処理待ち 詳細
【ステップ3】 修正内容を	を確認し、修正ペーシ	ぶへ進む

> 申込一覧 > 申込詳細		
申込詳細		3
黍付ファイルは一度パソコ	コンに保存してから開くようにしてください。	伝達事項の内容を確認する
手続き名	【建築安全推進課】定期報告(建築物)	伝達事項欄に、本市からの修正内容が詞
整理番号	整理番号	されています。
処理状況	返却中	内容を確認のうえ、修正をしてください
	2025年5月     伝達事項記入       2025年5月     申込時添付ファイルダウンロード       2025年5月     申込時添付ファイルダウンロー       2025年5月     仮受付       2025年5月     申込	
云達事項 日時 2025年05月	内容           入力支援ファイルに未記入箇所があります。入力支援	横ファイルの入力必須項目
◆報告する建美	<b>終物の基本情報を入力してください</b>	
建物ID(下4桁)	9999	
<b>A B a</b> <i>b</i> <b>b</b>		
◆その他		修正するをクリック
備考	閉じてください。 場合は、【修正する】ボタンを選択してください。	修正ページへ進みます。
《確認後、必ずブラウザを 《申込んだ内容を修正する		
◎確認後、必ずブラウザを ◎申込んだ内容を修正する	< 一覧へ戻る 再申込する 🔍	🔨 🤨 【再由込する】 はクリックしないでく



#### 【参考】添付したデータの修正について

添付したデータ(入力支援ファイル、図面)を修正する必要がある場合は、パソコンに保存されて いるデータを修正したうえで、電子申請サービスで再添付してください。

(電子申請サービスの画面上で、直接、入力支援ファイル等を修正することはできません。)



	申込内容照会	
、> 申込一覧 > 申込詳細	↓ ◇ 申込変更 ◇ 申込変更確認	
申込変更確認		
	以下の内容で修正してよろしいですか?	
手続き名	【建築安全推進課】定期報告(建築物)	
整理番号	整理番号	
処理状況	返却中	
	8	
申込内容	修正した内容を確認する	
◆報告する建築	物の基本情報を入力してください 修正した箇所は、青字で強調され	ってい
建物ID(下4桁)	9999	
建物名称	○○大学○棟	
◆提出担当者に	ついて記載してください	
提出担当者 勤務先	株式会社○○メンテナンス	
提出担当者氏名	京都太郎	
提出担当者 電話番号	075-222-0000	
◆報告書のデー	<b>・</b> タを添付してください	
報告データ(入力支援フ ル)	'アイ 9999(建築報告)○○大学○棟(修正).xlsx	
報告データ(図面)	9999 (建築図面) 〇〇大学〇棵.pdf	
報告データ(追加添付)	「修正する」をクリック	
◆その他		
備考		

## 【ステップ6】 修正完了メールを受信する

修正が完了すると、登録しているメールアドレスへ修正完了メールが送信されます。 ▶件名:【申請内容修正】京都市建築指導部\_電子申請サービス

以上で、**修正まで**の手続は完了です(受付は完了していません)



[7	ステップ	2】 「申込一」	覧」ページ(	申請状況確	認ペー	ジ) から、	申込詳細ページへ進む
			中以中空四个		2_		
			甲还内谷照云		受	付が完了	した申請の「詳細」をクリック
<u></u>	<u>-ム</u> >甲込一覧						
	甲达一副	うしょう しょうしょう しょう					
	4-9-						
					ta and to be	10.16	7
	整理番号	<sup>手続き名</sup> 【建築安全推准課】定期報告	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作	
	整理番号	(建築物)	京都市都市計圖局 建築指导部 建築安全推進課	2025年5月	完了	(詳細)	
	整理番号	【建築安全推進課】定期報告 (建築物)	京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課	2025年5月	処理待ち	詳細	



### 【ステップ3】 申込詳細ページで、受付完了を確認する



▶定期調査の報告日は、電子申請サービスの申込日になります。
 ▶申込詳細ページで申請状況を確認できる期間は、申込日から2年間です。

以上で、**定期報告受付の手続は完了**です

### 【参考】受付完了後の手続き

下のフローを参考に、必要に応じて書面を提出してください。

なお、報告内容に疑義がある場合や維持管理や改善予定の状況等、報告内容を確認し、必要に応じ、 所有者・管理者への聴取や現場調査等を行うことがあります。



【参考】PDFファイルの出力について

電子申請サービスで、「PDFファイルを出力する」をクリックすると、「受付完了後のお知らせ事 項」が記載されたPDFファイルを出力することができます。(お知らせ事項は、受付完了メールに記 載されている内容と同じです。)

受付完了後、お知らせ事項の内容を、所有者・管理者へお伝えください。

(PDF出力画面)

京都市定期報告 (建築物) 提出されました定期調査報告書について、以下のとおりお知らせします。						
1 提出された定期	1 提出された定期調査報告書の概要					
◆手続名称	: 京都市《建築物》定期報告					
◆建物名称	: OO大学O棟					
◆建物ID	: 9999					
◆申込日時	: 2025/05/					
◆整理番号	: 整理番号					
2 1の処理状況 ◆処理状況	: 完了					
3 受付完了後のお - 報告内容に応	3 受付完了後のお知らせ事項 ・ 報告内容に広じて 古都市から所有者又は管理者に 維持管理や改善予定の状況等について確認					
をすることや現	をすることや現場調査を行うことがあります。					
<ul> <li>・ 建築物に関する事件・事故が相次いでいます。</li> <li>近年発生した事件・事故に係る情報とその対策を京都市HPに掲載していますので、今回報告された建築物の現状と照らし合わせ、対策を検討してください。</li> <li>(事件・事故に係る情報 掲載ページ)</li> </ul>						
(「命を守る建物にする心得集」 掲載ページ) https://www.city.kyoto.lg.jp/digitalbook/book_cmsfiles/941/book.html						

-23-

## 4 その他(よくある質問と回答)

### 4.1 申請の取下げ

電子申請サービスで申請した後、何らかの事情により、申請を取下げたい場合は、次の手順で取り下 げし、改めて定期報告の申請を行う必要があります。

その場合、改めて申請した日が定期調査の報告日になります。

なお、申請の処理状況ステータスが以下のものについては、申請を取り下げることができません。

- ▶【完了】手続きが全て完了しているため、取下げはできません。
- ▶【処理中(仮受付)】担当が内容確認中です。詳細はお問合せください。

【ステップ	1】 「申込一」	覧」ページ(	申請状況確認	認ペーシ	ッから、	申込詳細ページへ進む		
	甲込內谷照云		取り下げた			い申請の「詳細」をクリック		
<u>ホーム</u> > 申込一覧								
申込一賢								
キーワー	-ドで探す							
						=		
整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作			
整理番号	【建築安全推進課】定期報告 (建築物)	京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課	2025年5月	完了	詳細>			
整理番号	【建築安全推進課】定期報告 (建築物)	京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課	2025年5月	処理待ち				

【ステップ2】 申請を取り下げる						
◆その他     《     《     《     《     《     》	をクリック					
<ul> <li>※確認後、必ずブラウザを閉じてください。</li> <li>※申込んだ内容を修正する場合は、【修正する】ボタンを選択してください。</li> <li>(一覧へ戻る 再申しする</li> <li>修正する &gt; ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	3 「取下げ事由」を入力して取下を完了する 次のページで取下げ事由を入力して、取下 手続を完了します。					
*PDFファイルはー度パソコンに保存してから聞くようしてください。 PDFファイルを出力する 【ステップ3】 取下完了メールを受信する						
▶件名:【取下完了】京都市建築指導部_電子申請サービス						

### 4.2 不受理

電子申請サービスで申請した後、一定期間補正がなされない又は重大な不備がある場合は、申請が不 受理となり、報告は無効となります。

不受理となった場合、申請取消のメールが送信されます。 その場合は、改めて定期報告の申請を行ってください。

## 4.3 よくある質問と回答

- Q1:郵送や電子メールでの定期報告は可能ですか。
- A1:郵送や電子メールでの定期報告は原則として受け付けていません。電子申請による提出をお願いいた します。

#### Q2:副本は必要ですか。

- A2:副本は不要です。(令和4年9月の電子申請開始に伴い、副本は不要となりました。)
- Q3:副本がない場合、管理者等への受付完了の報告はどのようにすればよいですか。
- A3:電子申請で提出された場合、受付完了については、電子申請サービス利用者(報告提出者)へ電子 メールでお知らせします。このメールが、報告が完了したことの通知となります。

また、「入力支援ファイル」で入力した内容は、定期報告の様式にあわせて印刷することが可能です。

なお、電子申請で提出された定期報告の内容については、電子申請サービスから確認とダウンロード が可能です(※)。内容確認とダウンロードには、申込完了画面又は申請完了の通知メールに記載の 「整理番号」「パスワード」が必要です。管理者等は、電子申請サービス利用者(報告提出者)から 「整理番号」「パスワード」を確認しておくことで、御自身で定期報告の内容確認及びダウンロード を行うことができます。

- (※)報告内容の確認ができるのは、受付完了日から約2年間です。
- Q4:夜間や休日等の開庁時間外に提出した場合、報告日はいつになりますか。
- A4:重大な不備がない場合、電子申請サービスの申込日が報告日となるため、夜間や休日等であっても申 請された日が報告日となります
- Q5:京都府下の建築物についての定期報告も「京都市建築指導部 電子申請サービス」を利用して提出で きますか。
- A5:「京都市建築指導部 電子申請サービス」を利用できるのは、京都市内の対象建築物における京都市 への報告に限られます。京都市以外の府下市町村や府外については、その建物が存在する自治体にお 問い合わせください。
- Q6:必ず入力支援ファイルで申請しなければいけませんか。
- A6:正確な事務処理のため、必ず最新の「入力支援ファイル」を用いて申請してください。データ処理に 不具合が生じるため、「入力支援ファイル」の改変は絶対に行わないでください。
- Q7:電子申請の利用後に、報告書を印刷したいのですが(所有者等に控えを渡したい)。
- A7:「入力支援ファイル」で入力した内容については、定期報告の様式にあわせて印刷することが可能 です。

Q8:定期報告以外の報告書(改善完了報告書等)の提出も、電子申請が可能ですか。

- A8: 定期報告に関連する、電子申請が可能な報告書等は以下のとおりです。
  - ◆電子申請で提出可能 定期報告書、改善計画/完了報告書
  - ◆電子申請で提出不可(提出方法は都度案内(電子メール、窓口、郵送等)) 変更対象外等理由報告書、その他書類